

米軍構成員等の私有自動車の処分

米軍構成員等（構成員、軍属、家族および第14条契約者）は次の条件に従った場合に限り、日本国の居住者に対し、自動車を処分することができる旨が昭和30年3月日米合同委員会において合意されている。

1. 自動車は、譲渡の時までに日本国において12ヶ月間構成員等により所有されていたものであること。
2. 自動車は、譲渡時において2年古い型式であること。
3. 構成員等が、その処分行為の前3年以内に日本国の居住者に対し自動車を処分したことがないこと。
4. 右には例外は認められない。